

関係通知等

- 1 新潟県等における急性脳炎の発生について（平成16年10月22日健感発第1022002号健康局結核感染症課長通知）
- 2 急性の脳症を疑う事案の発生について（平成16年10月22日健疾発第1022005号・食安監発第1022003号健康局疾病対策課長・食品安全部監視安全課長連名通知）
- 3 新潟県等における急性脳炎の検体の保管について（指示）（平成16年10月25日健感発第1025001号健康局結核感染症課長通知）
- 4 急性の脳症を疑う事案の発生について（平成16年10月25日16林政経第115号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・林野庁経営課長連名通知）
- 5 検体の確保及び送付について（依頼）（平成16年10月27日科発第1027001号・食安監発第1027003号大臣官房厚生科学課長・食品安全部監視安全課長連名通知）
- 6 新潟県等における急性脳炎について（指示）（平成16年11月9日健感発第1109001号健康局結核感染症課長通知）
- 7 急性の脳症を疑う事案の発生について（平成16年11月19日食安監発第119001号食品安全部監視安全課長通知）

平成16年10月22日
健康局疾病対策課
課長：関山
担当：菊岡（内線2353）
高岡（内線2368）
直通：03-3595-2249
健康局結核感染症課
課長：牛尾
担当：前田（内線2373）
：中里（内線4609）
直通：03-3595-2257
医薬食品局食品安全部監視安全課
課長：南
担当：河村、柳沼（内線2478）
直通：03-3595-2337

急性の脳症を疑う事案の発生について

本日、標記について、別添のとおり都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部局及び関係団体あてに通知したのでお知らせします。

健感発第 1022002 号
平成 16 年 10 月 22 日

都道府県
各 政令市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康局結核感染症課長

新潟県等における急性脳炎の発生について

急性脳炎は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号。以下「法」という。）において 5 類感染症（全数把握）であるが、今般の新潟県等における事態を踏まえ、急性脳炎の感染者（疑義が払拭できない者を含む。）を診察した場合は直ちに保健所長を経由して届け出るよう医師に要請するとともに、届出があったときは、法第 12 条第 2 項に基づき、当課まで直ちに報告してください。

あわせて、法第 63 条の 2 に基づき、当該事例について、法第 15 条第 1 項の質問及び必要な調査を行うよう、指示します。

なお、その他異常な感染症の発生を疑う場合につきましては、当課又は国立感染症研究所（電話 03-5285-1111（代表））に相談、情報提供するとともに、急性脳炎の届出基準につきましては、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」（平成 15 年 11 月 5 日 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、別紙の通り定められていますので、貴管下の関係機関に改めて周知してください。

○ 急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）

《定 義》

ウイルスなど種々の病原体の感染による脳実質の感染症である。炎症所見が明らかではないが同様の症状を呈する脳症もここには含まれる。

《臨床的特徴》

多くは何らかの先行感染を伴い、高熱に続き意識障害やけいれんが突然出現し、持続する。髄液細胞数が増加しているものを急性脳炎、正常であるものを急性脳症と診断することが多いが、その臨床症状に差はない。

《届出基準》

- 意識障害を伴って24時間以上入院した者、あるいは24時間未満に死亡した者で、かつ、以下の一つまたはそれ以上の症状を有するもの
 - ・ 38度以上の発熱
 - ・ 何らかの中樞神経症状
 - ・ 先行感染症状
 - 熱性けいれん、代謝疾患、脳血管性疾患、脳腫瘍、外傷など、明らかに感染性とは異なるものは除外する。
- 可能な限り病原体診断を行い、明らかになったものは病原体名、検体の種類及び検査方法を記載する。なお、上記基準に該当する脳症も含める。

《備考》

- ・ 他の届出基準に該当する感染症（インフルエンザ、手足口病、流行性耳下腺炎等）による急性の脳炎・脳症についても、急性脳炎としての届出が必要となる。その際には、二重の届出となる（脳症を発症したインフルエンザについて、定点医療機関においては、インフルエンザ及び急性脳炎の届出が必要となり、定点医療機関以外では急性脳炎のみが届出の対象となる等）。
- ・ ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついている場合には、急性脳炎としての届出は必要ない。ただし、急性脳炎の届出後に、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついた場合には、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎としての届出が必要となり、結果として二重の届出となる。

健疾発第1022005号
食安監発第1022003号
平成16年10月22日

都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管(部)局長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

急性の脳症を疑う事案の発生について

今般、新潟県及び山形県において急性の脳症を疑う事案が発生しており、これまでに、これらの事案において発症者は腎機能の低下の状態を有し、スギヒラタケの摂取があるとされています。

スギヒラタケは従前から食用キノコとして摂取されており、これまで健康被害の報告もないところですが、腎機能が低下している方への安全性が確認されるまでの間、これらの方々に対しスギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いします。

平成16年10月21日
福祉保健部健康対策課

急性脳症疑い症例について

○ 平成16年9月以降、県北地域において、急性脳症疑い症例が10名報告されました。

- ・ 性別：男性4名 女性6名
- ・ 年代：50歳代1名、60歳代2名、70歳代4名、80歳代3名
- ・ 経過：現在まで全員が入院し治療、うち3名が死亡
- ・ 症状：初期は下肢の脱力、ふらつきがあり、数日後不随意運動が出現し、その後急速に、けいれん重積、意識障害を来す

○ 県では当初、感染性の急性脳症を疑い、国立感染症研究所等から専門家の協力を得ながら、感染症法に基づき積極的疫学調査を実施してきました。

○ 本日開催された「県北地域における急性脳症疑い症例の疫学調査に係る検討会議」にこれまでの調査結果を提示し、検討した結果、本事例については下記のとおり考えることが適当であるとの結論に達しました。

- 1 地域および季節集積性が認められる
- 2 中・高齢者に偏在している
- 3 腎機能低下を基礎疾患として、何らかの原因による急性脳症を起こしたと考えられる
- 4 現在のところ、原因については特定するには至っておらず、引き続き専門家等と連携しながら調査を続行中である

〔 本件に関する問い合わせ先
福祉保健部健康対策課 石上課長（内線2650） 〕

急性脳症：急性の中樞神経障害であり、原因が特定できないもの。

健 第 9 3 6 号
平成16年10月22日

医療機関の長 様

新潟県福祉保健部長

県内における腎機能低下者等からの急性脳症の発生予防等について（依頼）

当県の福祉保健行政の推進について、日ごろ格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年9月以降、村上保健所及び小出保健所管内において、人工透析を実施中であるなど腎機能が低下している方の中で、下肢の脱力、ふらつきから始まり、数日後不随意運動が出現し、その後急速にけいれん重積、意識障害を来す患者がこれまでに11件報告されています。

県では、国立感染症研究所等の専門家の協力を得ながら、感染症法に基づく疫学調査を実施してきましたが、その調査結果に基づき別紙1のとおり公表したところです。

現時点では原因の究明には至っておりませんが、喫食及び生活状況調査から、全症例が発症前にスギヒラタケを摂食していることが判明しました。スギヒラタケそのものが原因であると考えるのは困難ですが、付着物等による影響も否定できないことから、当面、腎機能の低下している者に対しては、スギヒラタケの摂食を控えるよう御指導をお願いするとともに、同様の症状を呈する患者が受診した場合は、最寄りの地域振興局健康福祉（環境）部または健康福祉（環境）事務所（別紙2参照）までお知らせくださるよう併せてお願いします。

※ スギヒラタケは、地域によってはスギモタセ、スギワカイ等と呼ばれています。

担当：福祉保健部健康対策課
感染症対策係
電話 025-285-5511 内線 2653

急性脳症疑い症例の発生について

平成16年10月21日(木) 保健薬務課感染症予防係 TEL 023-630-2315、2662
--

平成16年9月以降、新潟県内で急性脳症疑い例が多発しているとの情報提供があったことにより、本県で調査を行った結果、類似の症状を示す患者を次のとおり確認しました。

発病日	9月下旬	10月上旬
届出医療機関	亘賜地方の医療機関	庄内地方の医療機関
届出日	10月13日(水)	10月19日(火)
届出先保健所	亘賜保健所	庄内保健所
患者	60歳代の女性	70歳代の男性
患者の経過	死亡	死亡

※ 各保健所で原因を調査中です。多発している新潟県とともに、国立感染症研究所等の専門家の協力を得ながら疫学的調査を実施しているが、感染症によるものか、その他によるものか、現在のところ原因を特定するに至っていません。

1 急性脳炎・脳症とは

一般的には発熱、頭痛などの症状が現れ、神経障害に起因する症状が急激に、あるいは穏やかに出現する。様々な程度の意識障害、奇異行動、けいれん、脳神経症状、麻痺などの症状がありうる。

2 急性脳炎の発生状況(平成16年は、今回分を含む。)

年	山形県	全国
平成11年	1人	
平成12年	4人	
平成13年	3人	
平成14年	2人	
平成15年	0人	12人(11月~12月)
平成16年	4人	49人(10/3現在)

※ 平成15年10月までは定点(山形県内10定点)による報告数、11月からは全数報告。

腎機能低下者等からの急性脳症の発生予防等について

平成16年10月22日(金)

保健薬務課感染症予防係

TEL 023-630-2315、2662

急性脳症疑い症例の発生については、昨日お知らせしましたが、原因の究明には至っておりませんので、当面の留意事項について、本日、各病院長、人工透析を行っている診療所長、県医師会長、各郡市地区医師会長、市町村長、患者団体あて、下記の内容の通知を行いました。

現時点では原因の究明には至っておりませんが、喫食及び生活状況調査から、全症例が発症前にスギヒラタケを摂食していることが判明しました。

スギヒラタケそのものが原因であると考えるのは困難ではありますが、付着物等による影響も否定できないことから、当面、腎機能の低下している者に対しては、スギヒラタケの摂食を控えるよう御指導をお願いするとともに、同様の症状を呈する患者が受診した場合は、最寄りの保健所の地域保健予防課までお知らせくださるよう願います。

※ スギヒラタケは、地域によってはスギカヌカ、スギワカイ等と呼ばれています。

平成16年10月22日

各郡市地区医師会長
各 病 院 長 殿

山形県健康福祉部長
(公印省略)

腎機能低下者等からの急性脳症の発生予防等について

本県の健康福祉行政の推進については、日ごろ格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年9月以降、新潟県の村上保健所及び小出保健所管内において、人工透析を実施中であるなど腎機能が低下している方の中で、下肢の脱力、ふらつきから始まり、数日後不随意運動が出現し、その後急速にけいれん重積、意識障害を来す患者がこれまでに11件報告されています。また、本県においても類似の症状を示す患者を2名確認しております。

県では、新潟県とともに国立感染症研究所等の専門家の協力を得ながら、疫学調査を実施してきました。

現時点では原因の究明には至っておりませんが、喫食及び生活状況調査から、全症例が発症前にスギヒラタケを摂食していることが判明しました。スギヒラタケそのものが原因であると考えるのは困難ですが、付着物等による影響も否定できないことから、当面、腎機能の低下している者に対しては、スギヒラタケの摂食を控えるよう御指導をお願いするとともに、同様の症状を呈する患者が受診した場合は、最寄りの保健所の地域保健予防課までお知らせくださるよう会員又は職員に周知願います。

※ スギヒラタケは、地域によってはスギカヌカ、スギワカイ等と呼ばれています。

担 当
健康福祉部保健業務課
感染症予防係
TEL 023-630-2315

健 疾 発第 1022005 号

平成 16 年 10 月 22 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

急性の脳症を疑う事案の発生について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしく申し上げます。

健 疾 発 第 1022005 号
平成 16 年 10 月 22 日

社団法人日本透析医会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

急性の脳症を疑う事案の発生について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願いします。

健 疾 発 第 1022005 号

平 成 16 年 10 月 22 日

社 団 法 人 全 国 腎 臓 病 協 議 会 会 長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 疾 病 対 策 課 長

急 性 の 脳 症 を 疑 う 事 案 の 発 生 に つ い て

標 記 に つ い て、別 添 の と お り 各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部（局）長 あ て 通 知 し ま し た の で、そ の 趣 旨 を ご 了 知 い た だ き、傘 下 会 員 に 対 す る 周 知 方 よ ろ し く お 願 い し ま す。

健 疾 発 第 1022005 号

平 成 16 年 10 月 22 日

社 団 法 人 日 本 透 析 医 学 会 会 長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 疾 病 対 策 課 長

急 性 の 脳 症 を 疑 う 事 案 の 発 生 に つ い て

標 記 に つ い て、別 添 の と お り 各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部（局）長 あ て 通 知 し ま し た の で、そ の 趣 旨 を ご 了 知 い た だ き、傘 下 会 員 に 対 す る 周 知 方 よ る し く お 願 い し ま す。

健感発第1025001号
平成16年10月25日

各 (都道府県)
政令市 衛生主管部(局)長 殿
特別区

厚生労働省健康局結核感染症課長

新潟県等における急性脳炎の検体の保管について(指示)

標記に関しては、平成16年10月22日健感発第1022002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新潟県等における急性脳炎の発生について」により、報告を指示しているところであるが、今後、急性脳炎(疑義が払拭できない場合を含む。)の感染症の発生状況、動向及び原因(感染症の疑義の払拭を含む。)を明らかにするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第8条第4項の規定に基づき、重要と認められる報告として、同条第2項に規定する検体を添付して報告するよう指示することを予定しているところである。

については、貴職におかれては、追って指示をするまでの間、同条第2項の規定により、当該届出に係る採取した検体の提出を求めるとともに、当該検体については、貴管内における関係保健所又は地方衛生研究所において、適切に保管するよう指示します。

参考

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成10年法律第114号) (抄)

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 ～ 8 (略)

2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(平成10年厚生省令第99号) (抄)

第八条 都道府県知事は、次に掲げる場合に、法第十五条第一項の規定を実施するものとする。

- 一 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合
- 二 五類感染症の発生の動向に異状が認められる場合
- 三 国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
- 四 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 五 その他都道府県知事が必要と認める場合

2 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定を実施するときは、採取した検体、検査結果を記載した書類その他の感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために必要な物件の提出を求めるものとする。

3 法第十五条第一項に規定する感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者その他の関係者は、同項の規定の迅速かつ的確な実施を確保するため、動物又はその死体が感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めるときは、速やかに、その旨を保健所長を経由して都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、前項に規定する物件があるときは、添付しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による報告の内容が、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるときは、厚生労働大臣に報告するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 第五条第三項の規定は、第二項の規定による報告があった場合について準用する。



16林政経第115号

平成16年10月25日

東北農政局 消費・安全部長 殿

→ 各地方農政局のほか、
北海道農政事務所 消費・安全部長 } お礼状
沖縄総合事務局 農林水産部長 }

消費・安全局 農産安全管理課長

林野庁 経営課長

急性の脳症を疑う事案の発生について

スギヒラタケの摂取についての厚生労働省通知に関して、別添のとおり各都道府県等担当部局長あてに通知したので、関係者への周知方よろしくをお願いします。

16林政経第115号

平成16年10月25日

各都道府県特用林産担当部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
農林水産省林野庁経営課長

急性の脳症を疑う事例の発生について

スギヒラタケの摂取について、別添のとおり厚生労働省健康局疾病対策課長及び同省医薬食品局食品安全部監視安全課長から、平成16年10月22日付けで各都道府県等担当部局長あてに通知が発出されたので、食用の特用林産物の関係機関、団体及び関係者に周知方よろしくお願いします。

また、スギヒラタケは、地域によっては、スギカノカ、スギカヌカ、スギモダシ、スギミミ及びスギナバといった名前と呼ばれていることから、各地域での呼び名を確認し地域の関係者に周知するとともに、この時期は天然きのこの主要な発生時期となっているので、スギヒラタケの見分け方の周知及び採取されたきのこの判別に配慮をお願いします。

(参考)

- 1 急性脳症患者の発生時期、場所（10月25日16時30分現在）
9月末～10月中旬

新潟県北部	11人（死亡4人）
山形県南部	2人（"2人）
秋田県	15人（"3人）
	<hr/>
	28人（"9人）

- 2 症状

足の脱力感、ふらつき→けいれん→意識障害
（重篤化）

- 3 共通ファクター

- ① 患者すべてに腎障害がある。
- ② スギヒラタケを食べている（ただし、スギヒラタケは毒キノコではない）。

- 4 厚生労働省の取組

- ① 原因究明のため、専門家を現地（新潟県）に派遣
- ② 10月22日付けで自治体に対して、腎機能が低下している方への安全性が確認されるまでの間これらの方々に対しスギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起を依頼

(参考)

スギヒラタケは、キシメジ科スギヒラタケ属のきのこで、栽培は行われておらず、スギ等の切り株・倒木に夏から秋にかけて自生するものを採取して、北陸、中部、東北地方を中心に、食用きのことして食されている。

スギヒラタケの生産量 (全国の採取量) 平成15年

1, 200kg

主な生産地 (採取地) 新潟県、秋田県等

スギヒラタケの特徴

秋に針葉樹、とくにスギの古い切り株・倒木に多数重なり合っ
てる。

色は白色、傘はほとんど無柄で、初めはほぼ円形であるが、しだいに生長して耳形～扇形、あるいはへら形となり、径2～6cm、基部に毛があり、ふちは内側に巻く。肉は質薄く白色。ひだは幅狭く、極めて密、しばしば分枝する。

スギヒラタケは、スギの古い切り株や倒木に、秋、白色、耳形・扇形(ひらたけ型)、多数重なり合っ
て発生するきのこである。